第４次地域管理経営計画書
第４次国有林野施業実施計画書

（宮古八重山森林計画区）

（第１次変更計画）

計画期間

自　平成２５年４月　１日

至　平成３０年３月３１日

（平成２７年３月変更）

九　州　森　林　管　理　局

第４次国有林野施業実施計画書

（宮古八重山森林計画区）

（第１次変更計画）

計画期間

自　平成２５年４月　１日

至　平成３０年３月３１日

（平成２７年３月変更）

九　州　森　林　管　理　局

国有林野施業実施計画の変更について

［変更理由］

健全な森林の造成、地球温暖化防止、多様な森林の造成等の観点から、保安林整備等を促進し、森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進するため、治山の計画を変更することとし、国有林野管理経営規程（平成 11 年 1 月 21 日農林水産省訓令第 2 号）第 14 条第 2 項に基づき、変更するものである。

なお、本変更計画の効力は、平成２７年４月１日より生じる。

１．現行計画（平成２５年３月策定、計画期間：平成２５年４月１日～平成３０年３月３１日）の変更内容

（１）「４　治山に関する事項」を上記理由により計画量増のため変更する。

目　　　　次

４　治山に関する事項　…………………………………………………………　１

4　治山に関する事項

位　　置　（林　班）	区　　分	工　種	計　画　量 （箇所数又は面積）
183、184	保安林整備	その他	5ha
172	保安林整備	その他	5ha
136、142、161、184、185	保 全 施 設	山腹工	5箇所
209、134	保 全 施 設	山腹工	2箇所
141、185	保 全 施 設	渓間工	2箇所
計	保安林整備		10ha
	保 全 施 設		9箇所